重 要 事 項 説 明 書

1　指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社　恕菴
代 表 者 氏 名	代表取締役　福田雅彦
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	465-0095　名古屋市名東区高社一丁目 89 番地　第二東昭ビル 3D TEL　052-778-1238　FAX　052-308-3295
法人設立年月日	2015 年 8 月 1 日

2　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	訪問看護ステーション恕庵
介護保険指定 事 業 所 番 号	2361590603
事 業 所 所 在 地	名古屋市名東区高社一丁目 89 番地　第二東昭ビル 3D
連　絡　先 相 談 担 当 者 名	TEL　052-888-4100　　FAX　052-855-3588 榊原　綾子
事業所の通常の 事業の実施地域	名古屋市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	事業所の看護職員等が、利用者様に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運 営 の 方 針	関係市町村、居宅介護支援事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(3) 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く）
営業時間	9：00～16：00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日（12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く）
サービス提供時間	9：00～18：00

３　提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害、健康状態の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれ予防・処置 ⑤ ターミナルケア ⑥ リハビリテーション ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

医療保険法による訪問看護

訪問看護基本療養費

診療内容	算定	料金	備考
訪問看護基本療養費Ⅰ	週３回まで 週４回以上	5,550 円 6,550 円	１日ごと
訪問看護基本療養費Ⅱ	週３回まで 週４回以上	5,550 円 6,550 円	同一建物への訪問（2 人まで）
訪問看護基本療養費Ⅱ	週３回まで 週４回以上	2,780 円 3,280 円	同一建物への訪問（3 人以上 9 人未満）
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中１回	8,500 円	入院中で外泊時の訪問看護

重要事項説明書　医療保険

訪問看護基本療養費の加算

診療内容	算定	料金	備考
難病等複数回訪問加算	1日2回 1日3回	4,500円 8,000円	同一建物内1～2名
難病等複数回訪問加算	1日2回 1日3回	4,000円 7,200円	同一建物内3名以上
緊急訪問看護加算	1日1回	2,650円 2,000円	月14日目まで 月15日目以上
長時間訪問看護加算	週1回	5,200円	90分を超える訪問
乳幼児加算	1日1回	1,800円 1,400円	厚生労働省が定める者（超重症児 上記以外の者
複数名訪問看護加算	週1回	4,500円	看護職員等2名以上の訪問
夜間・早朝訪問看護加算	1日1回	2,100円 4,200円	午後6時～午後10時 午前6時～午前8時

訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費 機能強化型訪問看護管理療養費1 機能強化型訪問看護管理療養費2 機能強化型訪問看護管理療養費3 機能強化型訪問看護管理療養費4 上記以外	月初月のみ	13,760円 10,460円 9.030円 7,710円	計画管理、安全な提供体制、報告体制等の実施
訪問看護管理療養費 月の2回目以降の訪問	(イ)単一建物居住利用者20人未満	3,010円	
	(ロ)単一建物居住者20人以上50人未満 (1)月15日目まで (2) 月16日以降24日目まで (3)月25日目まで	(1) 2,510円 (2) 2,310円 (3) 2,210円	
	(ハ)単一建物居住利用者50人以上 (1)月15日目まで (2) 月16日以降24日目まで (3) 25日目以降	(1) 2,410円 (2) 2,210円 (3) 2,010円	

重要事項説明書　医療保険

訪問看護管理療養費の加算

診療内容	算定	料金	備考
訪問看護医療看護 DX 情報活用加算	月 1 回	50 円	1. オンライン請求を行っている 2. オンライン資格確認資格確認を行う体制が整っている 3. 2 の体制に関する事項と、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、ステーションの見やすい場所に掲示している 4.3 の掲示事項について､原則ウェブサイトに掲載している
24 時間対応体制加算	月 1 回	6,800 円	1. 夜間対応を行った翌日の勤務間隔を確保している 2. 夜間対応に係る勤務の連続回数が 2 連続（2 回）までである 3. 夜間対応後に暦上の休日を確保している 4. 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制を工夫している 5. ICT や AI、IoT 等の活用による業務負担軽減を行っている 6. オンコール当番を担当する者への支援体制を確保している ※1.2 を含む 2 つ以上取り組んでいること
24 時間対応体制加算	月 1 回	6,520 円	上記以外
特別管理加算	月 1 回	5,000 円 2,500 円	※1
退院時共同指導加算	月 1 回	8,000 円	退院前に実施
特別管理指導加算	月 1 回	2,000 円	特別管理加算の利用者へ､退院時共同指導加算と合わせる
退院支援指導加算	1 日 1 回	6,000 円	退院日翌日以降の初日
在宅患者連携指導加算	月 1 回	3,000 円	訪問診療・訪問歯科・訪問薬剤師同を行う医療関係機関との共有
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月 2 回	2,000 円	通院困難な場合に患家に赴き会議を開く
看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	2,500 円	
精神科重症患者支援管理連携加算	月 1 回	8,400 円 （又は 5,800 円）	

診療内容	算定	料金	備考
専門管理加算	月 1 回	2,500 円	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケアの専門研修を修了した看護師
訪問看護物価対応料	月初日	60 円	※令和 9 年度は 120 円
	2 回目以降	20 円	※令和 9 年度は 40 円
訪問看護医療情報連携加算	月 1 回	1,000 円	他の医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に評価する

訪問看護情報提供療養費

診療内容	算定	料金	備考
訪問看護情報提供療養費	月 1 回	1,500 円	市町村・幼稚園小中学高校、入院先の保険医療機関への情報提供

訪問看護ターミナルケア療養費

（1）訪問看護ターミナルケア療養費

診療内容	算定	料金	備考
ターミナルケア	死亡月に 1 回	25,000 円	死亡日及び死亡の 14 日以内に計 2 回以上訪問した場合

（2）遠隔死亡診断補助加算

診療内容	算定	料金	備考
遠隔死亡診断補助加算	月 1 回	1,500 円	

訪問看護ベースアップ評価料

診療内容	算定	料金	備考
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	月に 1 回	1,050 円	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図るため月 1 回を限度の算定

訪問看護遠隔診療補助料

診療内容	算定	料金	備考
訪問看護遠隔診療補助料	月 1 回	2,650 円	主治医が情報通信機器を用いた診療に際し、看護職員が利用者と同席の下で緊急に診察を受ける必要があると判断した場合

※1　特別管理加算（Ⅰ）

1 在宅麻薬等注射指導管理､在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者。

特別管理加算（Ⅱ）

2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

4 真皮を超える褥瘡の状態

5 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

料金は厚生労働大臣の告示により変更される場合があります。

＊各種助成制度を利用できます。

4　その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、その実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル当たり 30 円を徴収により請求いたします。	
② 死後の処置料	死亡後に行う処置料については､10,000 円を請求させていただきます	
③ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までのご連絡の場合 （18：00 まで）	キャンセル料は不要です
	当日のキャンセル （連絡なしも含む）	1 回 1,000 円請求いたします。

※利用者側のご都合により、特定の日時における訪問看護の利用を中止（キャンセル）する場合は、中止する日の前営業日の 18 時までにご連絡下さい（連絡先電話番号 052-888-4100)。但し、利用者の緊急の入院その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。なお、月曜日の利用を中止する場合は、前日の日曜日は営業日ではないので、金曜日が前営業日になります。同様に 1 月 4 日の利用を中止する場合は、前年の 12 月 30 日が前営業日となります。

５　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 費用の請求方法	請求書は、利用明細を添えてお届けします。
② 費用の支払い方法	ア　毎月１０日前後に明細書・請求書をご郵送、もしくは訪問時に手渡しをさせていただきますので、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ　お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から１４日以内に支払いが無い場合サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※　引き落としの場合は手数料はご負担いただくようお願いいたします。また、利用者の諸事情により引き落としが出来ず再度引き落としの際の手数料もご負担をお願いいたします。

６　禁止行為

訪問看護の利用に当たっては、次に掲げる行為は行わないで下さい。

① 看護師等の心身に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為
② 事業者又は事業所の運営に支障を与え、又は与えるおそれのある行為
③ その他、適切な訪問看護の提供を妨げ、又は妨げるおそれのある行為

７　担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合はご相談ください。	ア　相談担当者氏名　　榊原　綾子 イ　連絡先電話番号　　052-888-4100 同ﾌｧｯｸｽ番号　　052-855-3588 ウ　受付日及び受付時間　月～金曜日 9 時～18 時

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

8　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	榊原　綾子

(1) 成年後見制度の利用を支援します。
(2) 苦情解決体制を整備しています。
(3) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。
(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9　秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。一刻を争う場合は救急車を手配いたします。

11　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人　全国訪問看護事業協会
保険名	賠償責任保険

12　居宅介護支援事業者等との連携

指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

13　サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション恕庵	所 在 地　名古屋市名東区高社一丁目 89 番地 第二東昭ビル 3D 電話番号　052-888-4100 ﾌｧｯｸｽ番号　052-855-3588 受付時間　9 時から 18 時
【市町村（保険者）の窓口】 名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	所 在 地　460-8508　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 電話番号　052-972-3087
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会	所 在 地　461-8532　名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号　国保会館 電話番号　052-971-4165

14　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和　　年　　月　　日

事業者	所　在　地	名古屋市名東区高社一丁目 89 番地　第二東昭ビル 3D
	法　人　名	株式会社　恕菴
	代 表 者 名	代表取締役　福田　雅彦
	事 業 所 名	訪問看護ステーション恕庵
	説 明 者 氏 名	榊原　綾子

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	

代理人	住　所	
	氏　名	

附則

記載内容の変更（４について追記、６について内容変更）は令和７年８月１日より施行

記載内容の変更　３（３）について内容変更は令和８年６月１日より施行